緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領

災害発生時、「緊急交通路」を通行するためには「緊急通行車両の確認事務」が必要となります。

災害発生直後は、確認事務の集中により窓口の混雑が懸念され、被災地への支援の遅れが懸念されることから、この確認事務を災害発生前に実施することができることとなりました。

災害発生前に「標章」を受理した車両は、災害発生時等において緊急交通路の指定がなされた直後から被災地での災害応急対策に向かうことができます。

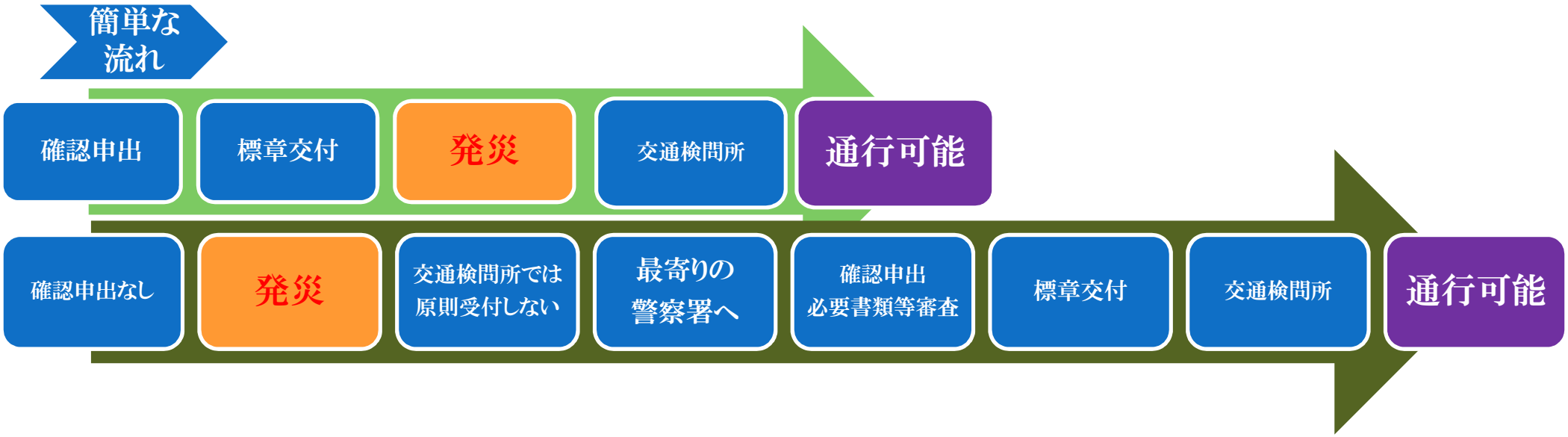

災害発生前における確認手続

届出者	・指定行政機関等の長や指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者 ・契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者
受付窓口	・原則として、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署 ・受付時間：月曜日～金曜日の午前9時～午後0時、午後1時～午後4時(閉庁日を除く)
必要な書類	・緊急通行車両確認申出書(用紙は各警察署の窓口で交付しています。) ・自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し ・災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであると確認できる書類 （指定行政機関等との輸送協定書、契約書、行政機関等からの上申書、防災業務計画等） ・災害応急対策を実施しなければならない者の車両であると確認できる書類 （指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用するリスト、書類等）
標章及び証明書の有効期限	・標章及び証明書の交付の日から起算して5年後の日
事前届出済証交付済車両について	・令和5年9月1日以降は、緊急通行車両等事前届出済証の交付は行いません。 ・既に事前届出済証の交付を受けている車両については、可能な限り災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けるようにしてください。

災害発生後における確認手続

届出者	・指定行政機関等の長や指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者 ・契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者
受付窓口	・警察本部、警察署、交通検問所 （災害発生時、交通検問所は混雑する可能性があることから、警察署での受付になる可能性あり）
必要な書類	・緊急通行車両確認申出書(用紙は各警察署の窓口で交付しています。) ・自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し ・災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであると確認できる書類 （指定行政機関等との輸送協定書、契約書、行政機関等からの上申書、防災業務計画等） ・災害応急対策を実施しなければならない者の車両であると確認できる書類 （指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用するリスト、書類等）
標章及び証明書の有効期限	・標章及び証明書の交付の日から起算して5年後の日
事前届出済証交付済車両について	・令和5年9月1日以降は、緊急通行車両等事前届出済証の交付は行いません。 ・既に事前届出済証の交付を受けている車両については、可能な限り災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けるようにしてください。

記載要領

※　標章及び証明書の交付は、警察署における審査後(数日後)となります

別記様式第3（第6条関係）

<table>
<tr><td colspan="3">○○年○○月○○日
長崎県公安委員会　殿　　（申請日を記載）
緊急通行車両確認申出書
申出者　住　所　申請者住所
氏　名　申請者氏名（押印不要）</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td>自動車検査証又は軽自動車届出証記載の自動車番号標を記載
長崎○○　○　○○－○○</td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td>下記の用途の中から選ぶこととするが、略して記載可とする。
・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
・消防、水防その他の応急措置に関する事項
・被災者の救難、救助その他保護に関する事項
・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
・施設及び設備の応急の復旧に関する事項
・廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
・犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
・緊急輸送の確保に関する事項
・その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">活　動　地　域</td><td>災害応急対策を実施するための活動が見込まれる地方名や都道府県名等の地域を記載する。
なお、災害発生前の申出において、指定行政機関等の規模や、担っている災害応急対策の種類等に鑑みて、国内のどこにでも災害応急対策にあたることが見込まれる場合は、「全国一円」などと幅広く記載することを可能とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">車両の使用者</td><td>住　所</td><td>車両の使用者の住所・電話番号
（　　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td>車両の使用者の氏名又は名称</td></tr>
<tr><td rowspan="2">緊　急連絡先</td><td>住　所</td><td>緊急連絡先の住所・電話番号
（　　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td>緊急連絡先の氏名</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td>下記のいずれかを記載する。
・災対法施行令に基づく緊急通行車両　・大震法施行令に基づく緊急輸送車両
・原災法施行令に基づく緊急通行車両　・国民保護法施行令に基づく緊急通行車両</td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。